

**鳥取県補助金等審査会（令和元年度鳥取県協働提案・
連携推進事業補助金審査・検証委員会）について
（鳥取県元気づくり総本部長伺い定め）**

鳥取県補助金等審査会（令和元年度鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会）（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織等に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）鳥取県協働提案・連携推進事業の補助対象事業（計画策定補助及び事業実施補助）の採択に関する
こと
- （2）採択事業等の成果検証に関すること
- （3）補助対象事業の効果を高めるための指導・助言等に関すること
- （4）その他知事が必要と認める事項

2 委員

委員会は、委員5人以内をもって構成し、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- （1）学識経験者
- （2）地域づくり支援団体・実践者
- （3）経営専門家
- （4）行政経験者
- （5）公募委員

3 委員の任期

委員の任期は令和2年3月31日までとする。